

第Ⅱ期（令和6年度） 第1回臨時社員総会議事録
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第58条1項の規定に
基づく社員総会の決議省略（みなし決議）に関する議事録

1. 総会の決議があったとみなされる日 令和6年3月29日(金)

2. 場所 書面による臨時社員総会の開催
社員の全員が電磁的記録（メール返信）をもって提案の内容に同意・承認し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第58条1項の規定^{*1}に基づき、提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされます。

3. 出席社員 議決権のある社員総数 3名
総社員の議決権の数 3個
出席社員数 3名
この議決権の総数 3個

4. 出席とみなされる理事 代表理事 菱山 豊（議長兼議事録作成者）
理事 望月 直樹
理事 稲川 武宜

5. 臨席とみなされる監事 監事 鈴木 恵理子
監事 玉置 睦

6. とりまとめ 事務局 堀 洋（一般社団法人健都共創推進機構）

7. 議事内容

とりまとめ 事務局・堀 [事]

令和6年度「健都共創推進機構 第Ⅱ期（令和6年3月）第1回臨時社員総会」（書面開催）における議案について、〔書面審議 回答用紙〕および電子メールで設定した期日である令和6年3月29日までに以下のとおり社員全員からの回答があ

りました。

社員の全員が電磁的記録（メール返信）をもって提案の内容に同意・承認し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 58 条 1 項の規定^{*1}に基づき、提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされます。

第 1 号議案 理事の選任について

【議案 1】理事の選任について、一般社団法人健都共創推進機構 定款 第 4 章 社員総会 第 1 2 条（権限）二「理事及び幹事の選任又は解任」に基づいた理事の選任を、社員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、本、第 II 期（令和 6 年 3 月）第 1 回臨時社員総会（書面開催）において、提案通り承認された。

【新体制（令和 6 年 4 月より）】

職名	氏名	現職	
代表理事	米田 悦啓	一般財団法人 阪大微生物病研究会 理事長	新任
理事	望月 直樹	国立研究開発法人国立循環器病 研究センター 理事・研究所長	
理事	佐々木 卓也	徳島大学 前 理事・副学長（研究担当）	新任
理事	北波 孝	国立研究開発法人国立循環器病 研究センター 企画戦略局長（着任予定）	新任
理事 （業務執行理事）	堀 洋	一般社団法人 健都共創推進機構 事務局長	新任 （定款第 19 条 3 項にもとづく選 定）

8. 議事録の作成にかかる職務を行った者 代表理事 菱山 豊

[注：記名押印部分非公開]

以上

※ 1 (社員総会の決議の省略)

第五十八条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 一般社団法人は、前項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた日から十年間、同項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 社員及び債権者は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

4 第一項の規定により定時社員総会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該定時社員総会が終結したものとみなす。

以上の決議を明確にするため、この議事録を作成し、議長および出席理事がこれに記名押印する。

令和6年3月29日

一般社団法人 健都共創推進機構 第Ⅱ期第1回臨時社員総会

議長・議事録作成者	代表理事	菱山 豊	印
	理事	望月 直樹	印
	理事	稲川 武宣	印